

## ◎韓国IPGの活動

・第34回韓国IPGセミナー「中国(香港含む)・韓国の知財最新動向」を開催しました 01

## ◎IPを知ろう

IPニュース 06

「新・知財最前線は今」 07

・韓国の産業財産権情報検索サービス「KIPRIS」

・オンライン模倣品市場の最近の動向



## 韓国IPGへのメンバー登録

韓国IPGへのメンバー登録は下記のURLよりお願いします。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipg/>

韓国IPGは、日本の経済産業省・特許庁の支援により運営されており、会費は無料です。



## 事務局からのお知らせ

春の足音が聞こえるこの頃、皆様いかがお過ごしでしょうか？

ジェットロ韓国知財ウェブサイト (<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipg/>)

には、最近の韓国知財ニュースや法改正情報、判例解説などを掲載しています。是非ご覧ください。



## CAUTION

韓国IPG Informationに掲載されている寄稿・翻訳文等は

全て、本紙への掲載について権利者の許諾を得ております。

無断での転載はご遠慮ください。



## 知財トリビア!

2022年12月の国会審議で、2023年度韓国特許庁の予算が確定しました。その金額はいくらでしょうか？

① 739億ウォン ② 7,390億ウォン ③ 7兆3,900億ウォン

※ 回答は(5頁)下部に掲載しています。

## ◎韓国IPGの活動

## 第34回韓国IPGセミナー「中国(香港含む)の最新知財動向」を開催しました



海外に展開する日本企業は、韓国だけでなく、他国の知財情報も入手してグローバルな知財戦略を描く必要があります。そのため、韓国IPGセミナーでは昨年、北京・香港の知財専門家をお招きして、韓国だけでなく中国(香港含む)の知財に関する最新動向をお伝えしました。昨年のセミナーのご好評を受け、今年も2023年2月1日に、第34回韓国IPGセミナー(特許庁委託事業)の開催を通じて、中国(香港含む)・韓国の知財最新動向を横断的に理解できる場を設けました。

今回のセミナーは、完全オンライン形式で行いました。以下、主な内容を紹介합니다。

## ◎中国(香港含む)の最新知財動向

## 中国の知財政策

後述する中国政府発表資料の中国語原文と日本語仮訳をジェットロ中国知財ウェブサイト (<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/>) に掲載しています。

## 1.知識産権強国建設綱要(2021~2035)

2021年9月22日、中国共産党中央委員会と国務院は、「知識産権強国建設綱要(2021~2035年)」を公表しました。本綱要は、2008年6月に国務院から発表された「国家知識産権戦略綱要」を13年ぶりに更新する中国知財政策の長期計画であり、「第14次5カ年計画」における長期目標年に合わせて2035年を目標年として設定しています。

- ジェットロ・北京事務所 ジェットロ・香港事務所



知的財産部長  
太田良隆



知的財産部長  
島田英昭



12月に知財当局である香港知識産権署による実体審査を初めて導入しましたが、行政長官自ら、2030年までに人材育成などを通じて特許審査官の実体審査の能力を向上させ、制度的自立性の確立を目指すことを明らかにしています。📌

● 韓国知財2022年十大ニュースと最新動向

- 土谷慎吾 ジェトロソウル事務所副所長

I. 韓国知財2022年十大ニュース

● 第10位：韓国の産業財産権出願は踊り場に

韓国の産業財産権（特許・実用新案・デザイン・商標）の出願件数は、2019年には四法合計で初めて50万件を、2020年には55万件を突破し、2021年には60万件に迫る勢いで近年急速に増加していました。



しかし、2022年の産業財産権出願件数は、556,436件（前年比6.1%減）と、ほぼ2020年の水準に戻り踊り場を迎えています。

2022年の内訳は、特許が23万7,633件（前年比0.2%減）、実用新案が3,084件（同23.1%減）、デザインが5万6,641件（同12.6%減）、商標が25万9,078件（同9.4%減）で、特にデザインは過去10年間で最低の出願件数となりました。

● 第9位：続・人工知能はエジソンになれるのか？

近年、韓国を含む世界各国で人工知能（AI）を発明者とする特許出願がなされ、話題になっています。2022年3月、韓国特許庁は、「人工知能（AI）と知識財産白書」（184頁）と題する白書を発行し、AIを発明者とする特許出願の取り扱いについて、これまでの議論を整理するとともに、今後の方向を提示しました。

これによると、現在のAI技術は、人間の介入なくAIのみで発明できるレベルには達しておらず、発明は人間がAIをツールとして活用することで行われているため、韓国が他国に先んじて法改正をする実益は乏しいとの意見が多数であったとして、現時点で急いで法改正をせず、保護の必要性、国際調和を踏まえ、中長期的に立法を推進するという事です。

一方、韓国特許庁は、2022年9月28日付けで、AIを発明者とする特許出願を無効処分としました。

● 第8位：商標審査期間が長期化

近年、世界的に商標出願件数は増加の一途をたどっており、韓国もその例に漏れず2012年の133千件から2021年の286千件へと倍以上に増

加しています。

これに伴って、韓国では商標の一次審査期間の伸びが問題になっており、2016年に4.8か月、2020年に8.9か月だった一次審査期間が、報道によれば、2022年5月には14.8か月とかなり長期化が進んでいます。急ぎ結果が欲しい商標出願については、優先審査制度を利用することも一案でしょう。

● 第7位：韓国型証拠収集制度（K-ティスカバリー）の導入

韓国国会に、ドイツの査察制度、日本の査証制度を参考にした韓国型証拠収集制度法案が提出されていますが、韓国産業界からの外国企業が悪用するのではないかと懸念の払しょくのため調整が難航していた経緯があり、本稿執筆時点（2023年2月）でまだ国会を通過していません。

● 第6位：審判請求期間、再審査請求期間の延長

審判請求期間、再審査請求期間の延長に関する改正特許法、デザイン保護法、商標法が、2022年4月20日に施行されました。

当該法改正により、特許、デザイン、商標について審判請求期間及び再審査請求期間が30日間から3か月に延長された（商標法には2022年4月20日時点で再審査制度がなく、2023年2月4日に再審査制度が導入されました）ことに伴って、手間と費用のかかる延長手続きなしで、韓国特許庁に審判請求、再審査請求ができるようになりました。

● 第5位：第3次知識財産基本計画、第1次不正競争防止及び営業秘密保護基本計画の策定

韓国では、部処横断的に知的財産政策を推進するための司令塔として、大統領直属の「国家知識財産委員会」（日本の「知的財産戦略本部」に相当）が設置されており、同委員会は5年毎に知識財産基本計画を策定するとともに、その基本計画の下に、毎年知識財産施行計画を策定・実行しています。

2021年12月27日、第30回国家知識財産委員会が開催され、「第3次国家知識財産基本計画（2022-2026年）」が策定・公表されました。

また、同基本計画とほぼ同時期に、韓国特許庁は「第1次不正競争防止及び営業秘密保護基本計画（2022～2026）」を発表しました。「第1次」とあることから分かるように、これは今回初めて策定された計画となります。

計画全文の和訳を弊所ウェブサイトを提供しています。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip.html>

（「韓国政府の動き」タブ）

● 第4位：政権交代による知財政策への影響は？

2022年5月3日、「尹錫悦政府の110大政課題」が発表され、秘密特許制度の導入、技術奪取防止等海外知的財産紛争支援の強化、AI・ビッグデータ技術を活用した特許行政イノベーションの推進が掲げられました。全体的に知的財産制度に関する言及は少なく、政権交代による影響は比較的小さいと思われます。

● 第3位：韓国特許庁、政権交代後初の知的財産分野総合計画を発表

2022年8月18日、韓国特許庁は新政権発足後初めてとなる知的財産分野総合計画「ダイナミックな経済の実現に向けた知的財産の政策方向」を発表しました。

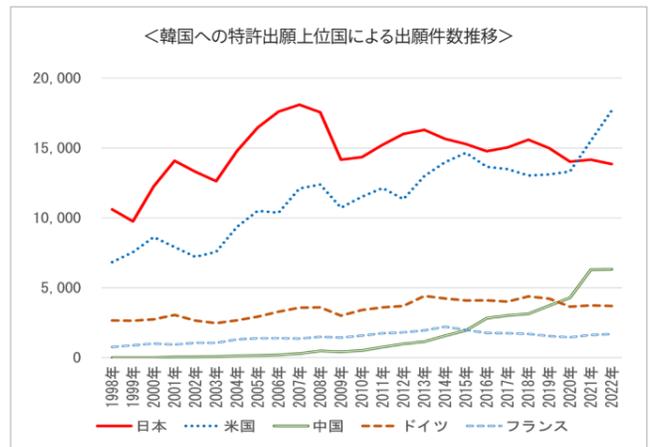
この「政策方向」には、第5位で紹介した、第3次国家知識財産基本計画（2022～2026）を踏襲する部分もある一方、半導体退職専門人材等を特許審査官として採用することによる特許審査迅速化、特許ボックス制度の導入（※1）、秘密特許制度の導入（※2）については、基本計画には記載されておらず、新たに盛り込まれたものとなっています。

※1 特に特許権等、特定の種類の知的財産権から生じた所得に対する法人税の軽減を認める租税措置のこと。韓国では、2021年4月に租税特例制限法の一部改正法律案が提出されています。

※2 韓国では国防関連技術について既に秘密特許制度が導入されていることから、対象拡大を意味しています。秘密特許制度については、第4位で紹介した「尹錫悦政府の110大政課題」でも言及がありました。

● 第2位：韓国への特許出願件数、日本は2位に低下

外国から韓国への特許出願件数は、長年日本が首位をキープしてきましたが、2021年に初めて米国に首位を明け渡して2位に低下し、2022年にはさらに米国に引き離されています。



出典：韓国特許庁2022年8月18日付けプレスリリース

● 第1位：韓国特許庁に初の民間出身女性庁長が就任

2022年5月31日、韓国特許庁の第28代目庁長として、初の民間出身、初の女性庁長となる李仁實（イ・インシル）庁長が就任しました。

李仁實庁長は、釜山大学フランス語フランス文学科を卒業後、ストラスブール大学国際知的財産権研究センター（CEIPI）、梨花女子大学校大学院法学科、ワシントン大学法学修士課程で学び、高麗大学大学院で法学博士を取得しており、弁理士としては、1985年に弁理士試験に合格し、知的財産の専門家として長く活躍されています。

また、韓国女性弁理士会会長、国家知識財産委員会委員、専門職女性（BPW）韓国連盟会長、大統領直属の規制改革委員会民間委員、大韓弁理士会副会長、（社）韓国女性発明協会会長等、公職も含めて様々な役職を歴任されています。

II. 最新動向

2023年初頭の韓国知財関連の主な動向をお伝えします。

1. 2022年米国特許取得件数でサムスン電子が1位に

米国知的財産所有者協会（IPO）が、2022年の米国特許取得件数ランキングを発表し、サムスン電子が初めて1位を獲得しました。

2. 続々・人工知能はエジソンになれるのか？

2023年1月5日付け韓国特許庁プレスリリースによると、人工知能DABUSを発明者とする特許出願に無効処分がなされたことに対し、2022年12月20日、出願人（人工知能専門家）が行政訴訟を提起しました。行政訴訟の提起はアジアでは初となります。

3. 韓国特許庁「2023年度業務計画」を発表

2023年1月19日、韓国特許庁は、知的財産を通じて国の競争力を高めてダイナミックな経済を回復するための「2023年度業務計画」を発表しました。📌



正解は ②7,390億ウォンです。2022年度に比べ5.5%の増額となり、主要項目として、人工知能技術の導入、公正な知的財産価値評価体系作り等が掲げられています（2022年12月27日付け知的財産ニュースに掲載）



# KOREA IP NEWS

※ジェットロ韓国知財ウェブサイト毎日発信している知財ニュースの中から、ピックアップしてお届けします。詳細な記事、その他のニュースについては、ウェブサイトの「ニュース速報」をご覧ください。  
<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/>

## ① 韓国特許庁、半導体専門特許審査官の採用を開始

| 韓国特許庁 (2022.11.14)

韓国特許庁は、最近、技術覇権の確保のために激しく競争している半導体・ディスプレイ分野に対する支援に向けて、任期制の専門特許審査官を公開採用する。任期制の専門特許審査官は、現場の技術専門性に基づいて採用される、5級に相当する国家公務員であり、公務員一般職とは異なって定年がなく、民間での経歴も認められて新規採用の公務員一般職5級より報酬が高いという特徴がある。採用人数は合計30人であり、特許出願量などを考慮して6の細部分野（半導体設計・素子分野、露光・蒸着分野、蝕刻・洗浄・基板分野、組立・検査・パッケージング分野、素材分野、ディスプレイ特化技術分野）と区分して採用する。この半導体分野における任期制の専門審査官の採用は、韓国特許庁長が就任して最優先に推進してきた課題の一つであり、約5ヶ月間の行政安全部と企画財政部との難しい協議の末に得られた価値ある結果と評価される。

## ② 2023年からデザイン物品分類が変わります | 韓国特許庁 (2022.12.27)

韓国特許庁は、2023年1月1日からデザイン登録出願の際に飛沫遮断用マスクなど一部物品のデザイン物品分類基準が変更されたことを受け、出願人の注意が必要であることを明らかにした。これは、産業デザイン物品分類の国際的な基準を設けるための「第15回ロカルノ国際分類専門家会議」の結果が反映されたロカルノ分類第14版が2023年1月1日から公式に施行されることに伴うものである。一部の物品は基準変更によりデザイン一部審査登録出願の対象当否が変更されるという点で、出願時に格別の注意が求められる。もし、変更された物品分類どおりに出願書に記載しなければ、物品類の補正に関する意見提出通知書が発送されるなど、手続きが追加されることがある。変更された分類基準は2023年1月1日以降の出願件から適用され、ロカルノ分類第14版とそれを反映した「物品類別物品リスト」の告示は、来年1月1日以降に特許庁ウェブサイト (www.kipo.go.kr) から確認できる。

## ③ 人工知能発明者を否定した韓国特許庁の無効処分へ行政訴訟を提起 | 韓国特許庁 (2023.1.5)

韓国特許庁は、人工知能を発明者として記載した特許出願を無効処分した決定について、出願人が人工知能も発明者になれると主張し、行政訴訟を起こした (2022年12月20日) ことを明らかにした。人工知能を発明者として認めない処分に不服する訴訟は、米国・欧州・ドイツ・英国・豪州などの知的財産分野の主要国に次いでアジアでは韓国で初めて提起され、今後が注目されている。韓国をはじめとする米国・欧州・英国などの主要国の特許庁と裁判所は、特許法または判例によって発明者として自然人だけを認め、人工知能は認めていない。ただし、2022年3月、ドイツの連邦特許裁判所では、自然人だけを発明者として認めるものの、発明者を記載する際に人工知能に関する情報を一緒に記載することまでは許容されるとの判決もあった。英国・ドイツでは、DABUSの特許出願に対して最高裁判所で審理が行われる予定であり、韓国特許庁は今後国別に最高裁判所の判決が下されれば、当該国の特許庁と共に判決に対する対応策を協議することにした。

## ④ 2022年特許出願の動向 | 韓国特許庁 (2023.1.30)

グローバルインフレーションによる景気低迷の影響により、2022年の韓国国内特許出願は前年の水準を維持した反面、国際特許出願 (PCT出願) および半導体・デジタル通信など韓国の先端・主力産業分野の出願は増加した。韓国特許庁は1月30日、2022年の韓国国内特許出願は23万7,000件と、前年の水準を維持したと発表した。技術分野別の内国人出願では、半導体 (18.3%)、電子商取引 (7.5%)、デジタル通信 (5.8%) など、先端技術分野を中心に出願が増加し、土木工学 (17.1%) やマスクなどのその他消費財 (-16.1%) 分野は減少した。内国人の先端技術分野出願の増加は、米中技術覇権争いという大枠の下で、韓国企業が自ら半導体・デジタル通信などの先端・主力産業分野のサプライチェーンを確保するための戦略的知的財産経営を行った結果と解釈される。一方、2022年の国際特許出願 (PCT出願) の場合、計21,916件と、前年比6.8%増加し、これは5年間 (2018~2022) の平均増加率 (6.6%) を上回ることがわかった。特に、中小企業の場合、韓国国内特許出願は前年の水準であるが、国際特許出願 (PCT出願) は増加し、これは、韓国の中小企業が景気低迷にも萎縮することなく、技術開発を通じた海外市場への進出に取り組んでいる結果とみられる。一方、2022年に韓国に特許出願した国別の前年比増減現況を見ると、米国 (14%) と欧州 (3.9%) は増加した反面、中国 (-0.1%) と日本 (-2.2%) は減少した。半導体分野の外国人出願現況を見ると、米国の韓国国内半導体出願は増加したものの、日本と台湾の韓国国内出願は減少した。 

## File No.170

# 韓国の産業財産権情報検索サービス「KIPRIS」



韓国の産業財産権情報を調査するために、よく用いられているのは、韓国特許庁の傘下機関である韓国特許情報院が提供する「KIPRIS」 (Korea Intellectual Property Rights Information Service: 韓国知的財産権情報サービス) です。日本で広く利用されている「J-PlatPat」の韓国版ともいえるサービスで、特許、実用新案、デザイン、商標の産業財産権情報を無料で簡単に検索、参照することが可能です。「KIPRIS」はどのようなときに利用すべきなのか、また、どうやって使えばよいのかをご紹介します。

## 1. どのようなときに利用?

産業財産権情報とは、各国の特許庁が発行する公報の情報や経過情報などの総称で、発明やアイデア (特許・実用新案)、デザイン (意匠)、トレードマーク (商標) などの出願に関する情報であり、例えば以下のようなシーンで利用できます。

### (1) 出願した際の登録可能性の予測

産業財産権制度では、先に出願した人が権利を得る「先願主義」が採用されているため、既に先人が出願したのと同一あるいは似た内容で特許庁に出願したとしても、権利化することはできません。そこで、事前に調査をすることで、自分が考えた発明、トレードマーク等を出願した際に登録されるかどうかの予測を立てられるようになり、登録が難しそうな場合には軌道修正をすることができます。

### (2) 侵害予防

産業財産権は絶対的な権利であり、知らないうちに他者の権利侵害をしても、権利の存在を知らなかったという言い訳は通用しません。他者の権利を侵害し、警告状が届いてから慌てることがないように、侵害予防のためにも調査が必要です。

### (3) 技術開発のヒント取得、重複研究の防止

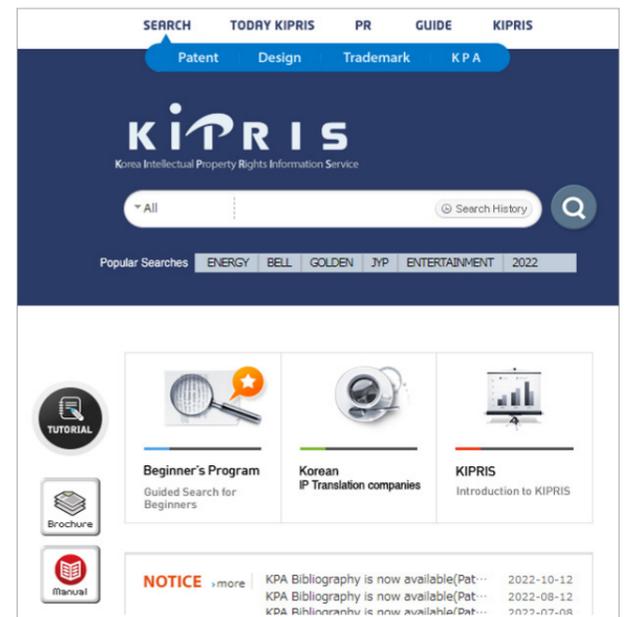
世の中には多くの技術的課題がありますが、同じような課題にぶつかって悩んでいる人は意外に多いものです。特許情報を調べることで、直面している課題の解決方法を見つけることができれば、他人が解決済みの課題に対して余計な重複研究をすることなく、そのエネルギーをさらに先へと向けることができます。

## 2. 日本の産業財産権、韓国の産業財産権

産業財産権制度は、各国で独立して出願された出願が、それぞれの国で審査され、それぞれの国で登録されるという、いわゆる属地主義を採用しています。そのため、各国の産業財産権の情報を検索するには、その国のデータベースを使用するのが一番です。日本の無料データベースとしてJ-PlatPatが広く使われているように、韓国ではKIPRISがよく使われています。韓国での産業財産権情報の調査には、KIPRISをご利用ください。

## 3. KIPRISの使用方法

KIPRISには、以下のURLから無料で利用でき、韓国語版だけでなく、英語版も提供されています (ただし、韓国語版のみで提供されている機能もあります)。 <http://eng.kipris.or.kr/enghome/main.jsp>



出典: KIPRISウェブサイト (英語版)

ジェットロ・ソウル事務所では、KIPRISの使い方を解説した「KIPRIS簡易マニュアル」を作成し、2022年10月にウェブサイトに掲載しました。このマニュアルを参照しつつ、是非KIPRISをご利用ください。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip.html>

(「マニュアル」 - 「KIPRIS関連マニュアル (2022年度更新版)」を参照) 

日本貿易振興機構 (ジェットロ) ソウル事務所 副所長 土谷 慎吾 (特許庁出向者)  
 2001年日本国特許庁入庁。通信・半導体分野の審査官・審判官、情報技術統括室室長補佐、審判課課長補佐、主任上席審査官等を経て、2020年7月から現職

## オンライン模倣品市場の最近の動向



世界中のオンライン市場が国境を越えて爆発的に成長するにつれ、オンライン上での模倣品による被害も日増しに深刻になっている状況です。模倣品といえば、普通はルイ・ヴィトン、エルメス、ロレックスなど世界的な高級ブランドを思い浮かべますが、実際の模倣品問題は高級ブランドに限られたわけではありません。売上が一定額を超え、市場である程度認知度を確保した中小企業も、模倣品により莫大な被害を受けているのが実情です。そこで本稿では、これまで当社が独自に開発した人工知能ソリューションに基づいて、オンライン上の模倣品探知・除去活動を通じて得た経験をもとに、オンライン模倣品市場の新たなトレンドについてお話しします。

### 1. ヒットアンドラン

オンラインプラットフォームの多くは、正規品を模倣品から保護するためにプラットフォーム内の申告機能を提供しています。しかし、この機能は業務時間外や週末には作動しないという点が問題です。模倣品販売業者達はこの隙を利用して金曜日の夜から月曜日の明け方までの間のみ大量に模倣品を販売し、月曜日の業務時間前に販売リンクを自発的に下ろしてしまいます。そして、これらの行動は毎週繰り返されます。このような知能的な模倣品販売に対応するためには、プラットフォームが手をつけられない時間帯に模倣品販売が行われているという証拠を確保することがまず必要です。

### 2. オンラインショッピングモールからSNSへ

最近では、模倣品販売業者が大型のオンラインプラットフォームから取り締まりの難しいSNSプラットフォームに移行している傾向にあります。代表的なSNSプラットフォームであるインスタグラム、NAVER BAND、カカオストーリーなどで有名ブランドを検索してみると、数百の個人セラーが運用するページにつながり、これらのほとんどは模倣品を扱っています。注目すべき点は、彼らが個人間取引の形を取っているため、模倣品を販売する人も購入する人も、特に法を犯しているという意識を持っていないという点です。SNSを通じて取引される量はかなりの規模と推定されますが、ほとんどが個人セラーとして点在しており、会員を対象にして閉鎖的に販売が行われるため、取り締まりはもちろんのこと、探知自体も極めて難しいのが実情です。

### 3. オンライン中古品取引による模倣品販売

ポンゲジャントやタンゲンマーケットなどのオンライン中古品取引プラットフォームで中古にかこつけて模倣品を販売することも新しいトレンドです。中古品プラットフォームでは、価格に新品とは違いがあるのは当然であるた

め、ブランド側では価格に基づいて非正規品を正しく探知することは困難です。オンライン中古品市場では、少しでも使用した正規品のように模倣品を販売するケースがあるかと思えば、きちんと模倣品をフィルタリングしない中古品取引市場の特性を利用して堂々と模倣品を販売するケースまで存在します。

### 4. 模倣品は中小企業にも大きな被害

模倣品問題は、少数の高級ブランドに限られた問題ではありません。むしろ、中小企業ブランドにとってはより致命的かもしれません。高級ブランドの場合、消費者が既に模倣品であることを知って購入することがほとんどであるため、購入した製品の品質が劣悪であっても、その高級ブランド自体のイメージは損なわれません。しかし、中小企業ブランドは正規品か模倣品か知らずに購入することが多いため、製品の品質が悪いと、その中小企業ブランドのイメージが深刻なまでに損なわれることがあります。また、一度オンラインで評判が悪くなると回復が難しく、これは企業の死活問題になる可能性があります。ファッションブランドの場合、一般的に規模が100億ウォンを超えた時点で、韓国だけでなく中国、東南アジアでも認知度を確保し始めるため、この時から模倣品への関心を持って対策を講じなければなりません。

### 5. 提案

過去、模倣品は商品名を含む製品デザインをできるだけ正規品と同じようにコピーする形が典型的でした。しかし、最近は模倣品の形態と販売方式がより知能的に発展し、法の網をくぐり抜けています。これほど巧妙に進化していく模倣品問題に対応するためには、これよりも知能的で精巧な探知技術が求められ、模倣品除去においてもより専門的で創意的な措置が必要となります。IPG

株式会社FAIKERZ 代表 李宗宰 (イ・ジョンジェ) 米国ニューヨーク州弁護士

1989年ソウル大学国際経済学科卒、2009年 New York Law School (JD)卒業後、ニューヨーク弁護士資格取得 (監修: 日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル事務所副所長 土谷慎吾)